オンライン利用率引き上げに係る第三者チェック (外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請)

「外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請」(以下、「船陸交通」)について、書面申請が多く、オンライン利用率が低い税関官署において、 事業者へのヒアリング等により、事業者や税関官署からの意見集約を実施。

| 意見の概要 | |
|------------------------|---|
| 書面申請を行っ | ・ 航空会社、船舶代理店、船用品・機用品業者、船内販売業者、八 |
| ている主な業種 | ンドリング業者、ケータリング業者等 |
| 税関からオンラ | ・ 約半数の事業者から税関から説明を受けたことがある旨、回答。 |
| イン申請につい | |
| て説明を受けた | |
| ことがあるか。 | |
| NACCS を利用し | ・ 以下の理由から書面での申請に不便を感じていない。 |
| ない理由 | ▶ 事務所が税関官署に近い |
| | ▶ 船舶に向かう途中に税関官署がある |
| | ▶ 申請頻度が少ない |
| | 税関で他申請や検査がある |
| | ・ 外出中に船陸交通の手続きが必要となる場合が多く、事務所に戻 |
| | ってオンライン申請するより、書面申請の方が柔軟に対応できる。 |
| | ・ 窓口で税関職員とコミュニケーションをとることで、他業務の相 |
| | 談ができること等業務の円滑化につながることから、窓口での書面 |
| | 申請を続けていく予定。 |
| | ・ 社内システムの脆弱性により利用していない。 |
| | パソコンやインターネットに詳しくないので、NACCS の導入は |
| | 考えていない。 |
| | ・ 社として NACCS は導入済みであるが、部署によっては未導入で |
| | あるため、書面で申請している。今後追加導入があればオンライン |
| | での申請を検討したい。 |
| NACCS を利用す | ・ NACCS にて船陸交通を申請する場合もあるが、交通者が複数人 |
| る上でデメリッ | になると入力作業(氏名、生年月日等)に時間がかかる。書面であ |
| トと感じている | れば交通者リストを添付できるため、利便性が高い。 |
| 部分 | ・ CIQ構内立入許可証も必要とするため、オンライン申請しても |
| | 許可証の交付を受けに税関に赴くことになるため、書面で申請して |
| | いる。 |
| A /// 11 4 5 5 5 1 = 1 | ・ 申告件数が少ないので、経費を考えると躊躇う。 |
| 今後NACCSによ | ・ オンライン申請が可能であることを知らなかったので、前向きに |
| る申請を行うか | 検討したい。 |

- ・ 税関の窓口に行く手間を減らしたいので、NACCS に興味がある。
- ・ 申請件数も多いため、NACCS の導入を以前から社内で検討している。これを機に再度社内で検討したい。
- ・ 社内システム体制が整備され次第、NACCS でのオンライン申請 を開始していきたい。